

河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用

「e-Japan重点計画2002(6/18IT戦略本部決定)」等を受け、高度情報通信ネットワークの形成をより一層進めるため、平成14年度より国の管理する河川・道路管理用光ファイバのうち、当面利用予定のないものについて、電気通信事業者等に開放

利用にあたっては、電気通信事業者等と施設管理者との間で「兼用工作物管理協定」を締結

兼用工作物管理協定の概要

- 財産の帰属：
 - ・施設管理者（河川管理者、道路管理者）に帰属
- 使用の期間：
 - ・使用開始日から10年間は、書面による合意がない限り1年毎に自動更新
 - ・10年経過後は、施設管理者が6ヶ月前までに通告すれば、利用事業者等の同意なく更新を拒否可能
- 非常時の公共施設管理用通信の確保：
 - ・災害等により公共施設管理用芯線が使用不可になる等の非常時には、一時的に、兼用芯線の利用等により公共施設管理用通信の確保を図る
- 使用上の制限：
 - ・目的外使用の禁止
 - ・第三者への譲渡、貸与、第三者のための権利設定は不可

利用方法の概要

- 制度の対象：
 - ・電気通信事業者^{注1)}、ケーブルテレビ事業者、国、地方公共団体
 - 開放区間：
 - ・事務所、出張所、約10km間隔の河川・道路管理者が指定するクロージャ^{注2)}間等で開放
 - 最小開放芯線数：
 - ・最小開放芯線数＝1テープ（2、4、8芯）
 - 利用事業者等の決定：
 - ・利用希望者間で調整の上、決定
- 注1) 事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が対象
注2) 光接続材（光ファイバケーブルの接続箇所であり当該箇所での分岐が可能）

分担金：原則として16円/芯/m/年
ただし、堤防区間等、敷設が容易な箇所については11円/芯/m/年

光ファイバケーブル等の設置に要した費用、毎年の維持管理費について、耐用年数、芯線数を考慮し算出